

司法書士

レベルを体感！
「記述式コンプリート攻略講座」模擬講義

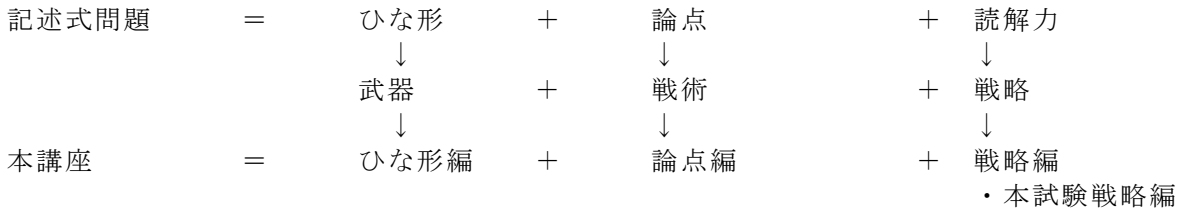
れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 262492

SU26249

記述式コンプリート攻略講座



受講生の記述問題 に対する不安		本講座の 対応	コメント
不安① 事例の読み取りが苦手（時間が かかりすぎてしまう）	→	解き方編	問題を読むための戦略を提示し ます
		論点編	記述問題の仕掛け・トリックを 多く知っておくことで、読み取 りがしやすくなります
不安② 時間配分の戦略が分からない	→	本試験 戦略編	本試験問題の年ごとに、戦略を 伝授します。
不安③ 記述式の問題演習が不足して いる	→	解き方編	講座内で「繰り返しできる」大 問を多く提供します。
		論点編	小問形式の問題により、解きや すく繰り返ししやすくしていま す。
不安④ 記述の解法パターンが身に付 いていない	→	論点編	「繰り返しできる」小問を数 多く解くことによって、身に付 けられるようにしています
不安⑤ 申請書の作成ミスが多い	→	ひな形編	ひな形をプレッシャーをかけな がら、アウトプットしてミスを 洗い出します。
不安⑥ ケアレスミスが多い	→	戦略編	多くの問題演習をして、 自分のミスあぶりだしましょう

POINT 1【ひな形編】 ひな形ミス、ゼロへ！記述ひな形ドリル集で効率的に暗記する！
いくらなすべき登記ができていても、「申請書の表現のミスの積み重ねによって点数が伸びない」という点が記述式の怖いところです。ひな形集をただ眺めるだけでは、なかなか頭に入りません。とはいえ、申請書をすべて書き上げるのは手が疲れる上に、効率的とはいえません。これこそが、ひな形学習の難しさです。そこで【ひな形編】では、「重要部分を穴あきにした」記述ひな形ドリル集を配布します。書いてもよし、音読してもよし、「重要部分を」「何度も」繰り返しチェックできるようなひな形集になっています。さらに講義では、ひな形のポイントを解説するだけでなく、理論的な背景や横断的な整理を行い、知識の定着を図ります。ただの苦痛な暗記作業にならない効率的なひな形学習が可能です。

POINT 2【記述論点編】 本試験特有の「論点・仕掛け・ギミック」を完全掌握することでスピードアップ！

記述式試験では、択一問題の○×が分かっているにもかかわらず対応できない「本試験特有の記述論点・仕掛け・ギミック」が多くあります。いくらひな形の学習をしていても、論点が分かっているとひな形が選択できませんし、また問題文の読み取りもできません。こうした「本試験特有の記述論点・仕掛け・ギミック」を先回りして知っておくと、点数が安定するだけでなく、事例の読み取りスピードが格段に上がります。【記述論点編】では、こういった要素を本試験問題・答練問題から抽出し、それを小問を形式にして紹介・解説していきます。小問形式なので、短時間で「問題文の読み取り→論点の把握→論点に対応したひな形の選択」までの実践を繰り返し訓練することが可能です。

POINT 3【解き方編 答案構成／本試験戦略】 解き方・テクニック、本試験における「得点戦略」を伝授！

不登法 →フリーズを防ぎ、安全に不登法を解く！「アウトライン」二段階検討方式

商登法 →時間を最小限にする答案構成用紙をほぼ使わない解法手順

〔答案構成〕の講義では、本試験レベルの問題・本試験問題を実況中継をしながら、記述のテクニック、気づきのコツ、論点想起法を伝授します。そして、それを実践するための宿題問題も数多く提供します。解き方・テクニックを学び、それを多くの問題で実践してってください。本試験では満点を取る必要はありませんが、いわゆる上乗せ点を記述式で稼ぐことが今の司法書士試験の合格トレンドです。〔本試験戦略〕では、過去の本試験問題や受験生の答案を詳しく分析し、どんな受験生も知りたい「どのような論点を取って」「どのような論点を逃げるのか」という本試験での現実的な戦い方についても説明します。こういった本番での嗅覚を養っていくことで実践的な記述力の完成を目指していきましょう。

< 昨年の実施 >

解き方編 20問（ファイナル編以降の本試験レベルのフルサイズ問題）

本試験戦略編 8年分

ひな形編 (不動産登記法)

第1節 所有権保存

所有権保存(1項1号)

◆キホンひな形◆ 所有権保存(1項1号前段)

■ 令2

(A建物の登記記録の概要)		(事実関係)
表題部 甲市北一丁目1番地 家屋番号 1番 (他の事項省略)		1. Aは, A建物を平成16年5月6日に建築した。
所有者 A		2. 平成17年9月24日, AとBは, A建物をBに売却する旨の売買契約を締結した。
※ 権利部の甲区, 乙区は設けられていない		
登記の目的	所有権保存	
①	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 A	
添付書類	住所証明情報(Aの住民票の写し) 代理権限証明情報(Aの委任状)	
②	申請	
課税価格	金1,000万円	
登録免許税	③ (登録税別表1.1.(1))	

※この申請とは別に,「所有権移転(原因 平成17年9月24日売買)」が必要となる。

<上記の事例にて, Aが死亡し, Cが相続人であった場合(A名義で登記する場合)>

登記の目的	所有権保存
④	

<解答>

- ① 所有者
 ② 法第74条第1項第1号
 ③ 金4万円
 ④ 所有者 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号(亡) A
 上記相続人 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 C

◆キホンひな形◆ 所有権保存(1項1号後段)

■ 令4

(甲建物の全部事項証明書の抜粋) 所在 甲市甲町一丁目1番地1 家屋番号 1番1 種類 居宅 (省略) 所有者 A	(事実関係) 1. 令和2年7月1日, Aは死亡した。Aの相続人は妻であるBのみである。
※ 権利部の甲区, 乙区は設けられていない	
登記の目的 所有権保存 所有者 ① ○○市○○町○丁目○番○号 B 添付情報 ② 住所証明情報 (Bの住民票の写し) 代理権限証明情報 (Bの委任状) 法第74条第1項第1号申請 課税価格 金1,000万円 登録免許税 金4万円 (登録税別表1.1.(1))	

<キホンひな形の変形> 所有者

事 例	所有者
数次相続の場合 例) 表題部所有者 A A ①死亡 / \ ②死亡B D ③死亡 C E	所有者 ③ ○○市○○町○丁目○番○号 持分2分の1 C ④ ○○市○○町○丁目○番○号 2分の1 E
表題部所有者の合併の場合 例) 表題部所有者 X株式会社 → Y株式会社に合併される	所有者 ⑤ ○○市○○町○丁目○番○号 Y株式会社 会社法人等番号 1234-56-789012 代表取締役 乙

<解答>

- ① (被相続人 A)
 ② 相続その他の一般承継による承継を証する情報Aの法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書等)
 ③ (被相続人 A)
 (上記相続人 B)
 ④ (被相続人 A)
 (上記相続人 D)
 ⑤ (被合併会社 X株式会社)

◆キホンひな形◆ 所有権保存(1項1号後段 保存行為)

■ 平 18

(甲建物の全部事項証明書の抜粋) 表題部 (一部省略) 所有者 持分2分の1 A 持分2分の1 B 権利部の甲区、乙区は設けられていない	(事実関係) 1 A及びBは建築資金を半分ずつ拠出し、甲建物を建築した。 2 その後、平成17年2月25日にAは死亡し、その相続人はCのみである。 3 登記申請の依頼をしているのは、Cのみである。
登記の目的 所有権保存 所有者 ○○市○○町○丁目○番○号 持分2分の1 B ① ○○市○○町○丁目○番○号 2分の1 C 添付書類 住所証明情報(B・Cの住民票の写し) 相続その他の一般承継による承継を証する情報 (被相続人Aの法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書等) 代理権限証明情報(Cの委任状) 法第74条第1項第1号申請 課税価格 金1,000万円 登録免許税 金4万円(登録税別表1.1.(1))	

事例	論点	直接、所有権「保存」登記名義人となる者の組合せ	登記の可否
表題部 亡A 亡B 所有者 C D		「亡A・亡B」	可
		「亡A・D」又は「亡B・C」	可
		「C・D」	可

<解答>

- ① (被相続人 A)
(申請人)

所有権保存（１項２号）

◆キホンひな形◆ 所有権保存（１項２号）

表題部 所有者 A 令和２年５月１日売買 令和２年６月１日訴え提起 令和２年１２月１日 判決 被告は、原告に対し、甲建物につき、令和２年５月１日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ。	（事実関係） １ 令和２年５月１日、Ａ及びＢは、甲建物について売買契約を締結した。同日、Ｂは、Ａに対し、売買代金全額を支払い、甲建物の引渡しを受けた。 ２ 令和２年６月１日、Ｂは、Ａが甲建物に関する登記手続に協力しないため、Ａを被告として、上記事実関係１の売買契約に基づく所有権移転登記手続を求める訴えを提起した。 ３ 令和２年１２月１日、「被告は、原告に対し、甲建物につき、令和２年５月１日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ。」とする旨の判決が確定した。										
<table border="0"> <tr> <td>登記の目的</td> <td>所有権保存</td> </tr> <tr> <td>所 有 者</td> <td>〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 B</td> </tr> <tr> <td>添付情報</td> <td>所有権を有することが確定判決によって確認されたことを証する情報 (①) 住所証明情報（Ｂの住民票の写し） 代理権限証明情報（Ｂの委任状） ② 申請</td> </tr> <tr> <td>課税価格</td> <td>金 1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>登録免許税</td> <td>金 4 万円（登録税別表 1.1.(1)）</td> </tr> </table>		登記の目的	所有権保存	所 有 者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 B	添付情報	所有権を有することが確定判決によって確認されたことを証する情報 (①) 住所証明情報（Ｂの住民票の写し） 代理権限証明情報（Ｂの委任状） ② 申請	課税価格	金 1,000 万円	登録免許税	金 4 万円（登録税別表 1.1.(1)）
登記の目的	所有権保存										
所 有 者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 B										
添付情報	所有権を有することが確定判決によって確認されたことを証する情報 (①) 住所証明情報（Ｂの住民票の写し） 代理権限証明情報（Ｂの委任状） ② 申請										
課税価格	金 1,000 万円										
登録免許税	金 4 万円（登録税別表 1.1.(1)）										

☐ 登記原因証明情報を提供することは不要である（不登令 7 Ⅲ①）。63 条 1 項の場合と異なり、確定判決を登記原因証明情報として提供するのではない。

< 解答 >

- ① 判決謄本（又は正本）及び確定証明書
- ② 法第 74 条第 1 項第 2 号

◆キホンひな形◆ 所有権保存（２項保存・敷地権あり）

（敷地権付区分建物）※保存登記なし 表題部 所有者 平成 26 年 1 月 10 日売買 A  B 1101 号室 敷地権の表示 所有権 10,000 分の 20		（事実関係） 1 平成26年1月10日，B及びAは，別紙○の建物及びその敷地権について売買契約を締結した。 2 建物の課税標準の額は金8,000万円，土地の課税標準の額は金25億5,000万円である。
登記の目的 所有権保存 ① 所有者 ○○市○○町○丁目○番○号 B 添付情報 ② 住所証明情報（Bの住民票の写し） 代理権限証明情報（Bの委任状） ③ 法第74条第2項申請 課税価格 ④ 登録免許税 ⑤		

<敷地権が所有権・賃借権の場合>

（敷地権付区分建物）※保存登記なし 表題部 所有者 平成 26 年 1 月 10 日売買 A  B 1101 号室 敷地権の表示 所有権 10,000 分の 20 賃借権 10,000 分の 20		（事実関係） 1 平成26年1月10日，B及びAは，別紙○の建物及びその敷地権について売買契約を締結した。 2 課税価格は，建物につき金5,000万円，敷地権（所有権）につき金586万7,000円，敷地権（賃借権）につき金380万7,000円とする。
添付情報 登記原因証明情報 住所証明情報（Bの住民票の写し） 代理権限証明情報（Bの委任状） 敷地権登記名義人の承諾証明情報（Aの承諾書） 承諾証明情報（賃貸人の承諾書）（注） 法第74条第2項申請 課税価格 ⑥ 登録免許税 ⑦		

（注） 賃借権が譲渡できる旨の特約が登記されていないときに提供することを要する。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ① 原因 | 平成 26 年 1 月 10 日売買 |
| ② 登記原因証明情報 | |
| ③ 敷地権登記名義人の承諾証明情報（Aの承諾書） | |
| ④ 建物 | 金 8,000 万円 |
| 敷地権 | 金 510 万円 |
| ⑤ 建物 | 金 32 万円 |
| 敷地権 | 金 10 万 2,000 円 |
| 合計 | 金 42 万 2,000 円 |

- | | |
|----------|-----------------|
| ⑥ 建物 | 金 5,000 万円 |
| 敷地権（所有権） | 金 586 万 7,000 円 |
| （賃借権） | 金 380 万 7,000 円 |
| ⑦ 建物 | 金 20 万円 |
| 敷地権（所有権） | 金 11 万 7,340 円 |
| （賃借権） | 金 3 万 8,070 円 |
| 合計 | 金 35 万 5,400 円 |

論点編 （不動産登記法）

第1節 名変登記（債務者の表示変更を含む）

設問01. 25 解き方 4—1 ★

別紙 1

甲土地の全部事項証明書（課税標準の額：金 8,643 万 6,000 円）

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移 転	平成29年5月11 日第5011号	原因 平成29年5月11日売買 所有者 東京都世田谷区玉川三丁目3番3号 白山信幸

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵 当 権 設 定	平成29年5月11 日第5012号	原因 平成29年5月11日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2% 損害金 年14% 債務者 東京都世田谷区玉川三丁目3番3号 白山信幸 抵当権者 神奈川県横浜市西区中央二丁目2番2号 株式会社ブルー金融

別紙 2

附 票 の 全 部 証 明	
本 籍 氏 名	（省略） 白 山 信 幸
改 製 日	（省略）
附票に記載されている 者	【 名 】 信幸 【住 所】 東京都世田谷区玉川三丁目3番3号 【住 定 日】 平成12年11月10日 【住 所】 東京都世田谷区成城三丁目2番1号 【住 定 日】 令和1年9月10日 【住 所】 東京都世田谷区玉川三丁目3番3号 【住 定 日】 令和4年6月15日

別紙 3

売買契約書

白山信幸（以下「甲」という。）と株式会社ホワイト（以下、「乙」という。）は、下記不動産（以下「本物件」という。）につき、次のとおり売買契約を締結した。

第1条 甲は、乙に対し、その所有する本物件を、その物件上に設定されている担保権付のまま売却し、乙はこれを買受ける。

第2条 売買代金は、金9,000万円とする。

令和 5 年 6 月 15 日

売主（甲） 東京都世田谷区玉川三丁目 3 番 3 号
白山信幸 ㊞

買主（乙） 東京都世田谷区玉川二丁目 2 番 2 号
株式会社ホワイト
代表取締役 白山信幸 ㊞

記
【甲土地が記載されている】

別紙 4 履歴事項一部証明書（抜粋）

会社法人等番号	0109－01－678678	
商号	株式会社ホワイト	
本店	東京都世田谷区玉川二丁目 2 番 2 号	
役員に関する事項	取締役 白山信幸	令和 4 年 6 月 29 日 重任
		令和 4 年 6 月 29 日 登記
	取締役 白山隆	令和 4 年 6 月 29 日 重任
		令和 4 年 6 月 29 日 登記
	取締役 白山広巳	令和 4 年 6 月 29 日 重任
		令和 4 年 6 月 29 日 登記
	東京都世田谷区玉川三丁目 3 番 3 号 代表取締役 白山信幸	令和 4 年 6 月 29 日 重任
		令和 4 年 6 月 29 日 登記
監査役 白山幸代	令和 4 年 6 月 29 日 重任	
	令和 4 年 6 月 29 日 登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

<解答例>

1 件目

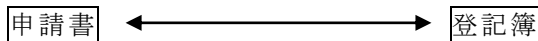
登記の目的	所有権移転
原因	令和5年6月15日売買
権利者	株式会社ホワイト (会社法人等番号 0109-01-678678) 代表取締役 白山信幸
義務者	白山信幸
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（白山信幸の甲土地甲区2番の登記識別情報） 印鑑証明書（白山信幸の市町村長作成の印鑑証明書） 住所証明情報 代理権限証明情報（株式会社ホワイトの代表取締役白山信幸及び白山信幸の委任状） 登記原因についての第三者の承諾証明情報（株式会社ホワイトの取締役会議事録） 会社法人等番号
課税価格	金8,643万6,000円
登録免許税額	金172万8,700円

<本問において必要な知識>

- ☐ 登記名義人が数回にわたって住所を移転している場合であっても、その住所の変更登記は一の申請情報により申請することができる（不登令4条但書、不登規35条8号）。この場合においては、登記原因及びその日付として便宜その最後の住所移転に関するもののみを記載すれば足りるとされており、また、登録免許税額は、不動産1個につき金1,000円となる（昭32.3.22民甲423号）。
- ☐ 取締役が自己のために株式会社と取引をしようとするときは、取締役は、株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（会社356条1項2号・3号・365条1項）。

登記名義人住所（氏名・名称）変更又は更正登記は、現在の登記名義人につき、その住所（氏名・名称）が登記記録上の記録と一致しない場合に、これを一致させるためにされる登記をいう。

→ 所有権その他の権利の移転又は変更等の登記を申請する場合において、登記名義人の住所等に変更が生じている場合、その登記の前提として、登記名義人の住所等の変更登記をしなければ、申請情報の内容である登記申請人の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないこととなり、不動産登記法 25 条 7 号により当該登記の申請は却下される（昭 43.5.7 民甲 1260 号参照）。



A

A

申請書

登記簿

権利者 ホワイト
義務者 玉川三丁目 3 番 3 号 白山

玉川三丁目 3 番 3 号 白山

< 確認 >

【甲土地の登記記録の抜粋】

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和 58 年 5 月 6 日 第 5555 号	原因 昭和 58 年 5 月 6 日売買 共有者 奈良県生駒市生駒 456 番地 持分 2 分の 1 高畑太郎 奈良県香芝市香芝 789 番地 2 分の 1 高畑花子

【事実関係】

- 1 高畑太郎と高畑花子は、平成 31 年 4 月 1 日、甲土地を高畑太郎の単独所有とし、それに対して高畑太郎が高畑花子に償金を支払う旨の共有物分割協議をした。
- 2 高畑花子は、平成 31 年 4 月 20 日、その住所を、奈良県香芝市香芝 789 番地から奈良県奈良市西大寺 1 番 1-601 号に移転した。

1 件目

登 記 の 目 的	2 番所有権登記名義人住所変更		
原 因	平成 31 年 4 月 20 日住所移転		
変更後の事項	共有者高畑花子の住所 奈良県奈良市西大寺 1 番 1-601 号		
申 請 人	奈良県奈良市西大寺 1 番 1-601 号	高畑花子	

2 件目

登 記 の 目 的	高畑花子持分全部移転		
原 因	平成 31 年 4 月 1 日共有物分割		
権 利 者	奈良県生駒市生駒 456 番地 持分 2 分の 1 高畑太郎		
義 務 者	奈良県奈良市西大寺 1 番 1-601 号	高畑花子	

設問02. 24実力6 ★

別紙1

甲土地の全部事項証明書（課税標準の額：金1,717万5,600円）

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成28年9月9日第9010号	原因 平成28年9月9日売買 所有者 茨城県常総市豊田3番地4 山村英明
3	所有権移転	平成30年10月10日第10100号	原因 平成30年10月10日売買 所有者 茨城県つくば市自由ヶ丘2番地3 川田太郎
付記1号	買戻特約	平成30年10月10日第10100号	原因 平成30年10月10日特約 売買代金 金2,200万円 契約費用 金5万円 期間 平成30年10月10日から5年間 買戻権者 茨城県常総市豊田3番地4 山村英明

※令和6年3月15日、司法書士法務由子は、甲土地について、関係当事者全員から、別紙1から3までの各書面の提示を受けつつ、登記の申請手続等につき依頼を受けた。

別紙 2

住 民 票

世帯主	川田太郎			
住所	茨城県つくば市自由ヶ丘2番地3	平成20年2月12日	転入	平成20年2月16日届出
	茨城県つくば市桜が丘1番地1	令和4年7月5日	転居	令和4年7月5日届出

1	氏名	川田太郎	生年月日	昭和47年7月1日	性別	男	続柄	省略	住民となった日
									平成20年2月12日
	本籍	【謄写省略】			筆頭者	(省略)			
	平成20年2月12日茨城県土浦市下高津一丁目2番3号から転入								平成20年2月16日届出

別紙 3

住 民 票

氏 名	山村英明				住民票コード		(省略)
					続 柄		(省略)
生年月日	昭和20年 3 月 2 日	性別	男	住民となった年月 日		(省略)	
住 所	茨城県水戸市城南一丁目 1 番 1 号				本 籍	(省略)	
世帯主	(省略)				筆頭者	(省略)	
令和 4 年10月29日 茨城県常総市豊田 3 番地 4 から転居 令和 4 年10月30日 届出							

以下余白

<解答例>

1 件目

登記の目的	3番所有権登記名義人住所変更
原因	令和4年7月5日住所移転
変更後の事項	住所 茨城県つくば市桜が丘1番地1
申請人	川田太郎
添付情報	登記原因証明情報 代理権限証明情報（川田太郎の委任状）
登録免許税額	金1,000円

2 件目

登記の目的	3番付記1号買戻権抹消
原因	令和5年10月11日買戻期間満了
権利者	川田太郎
義務者	山村英明
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（山村英明の甲土地甲区3番付記1号の登記識別情報） 印鑑証明書（山村英明の市町村長作成の印鑑証明書） 代理権限証明情報（川田太郎及び山村英明の委任状） 変更証明情報（山村英明の住民票の写し）
登録免許税額	金1,000円

<本問において必要な知識>

- ☐ 買戻期間が満了した場合、当事者の共同申請により買戻権の登記の抹消を申請することとなる。当該登記を申請する場合、その登記原因については、買戻期間の末日の翌日をもって、「年月日買戻期間満了」と記載する。
- ☐ 買戻しの特約の登記の抹消を申請する場合においては、当該登記の登記名義人の住所に不一致が生じていても、その変更を証する情報を提供すれば、その登記名義人の住所の変更登記を省略することができる。

【登記名義人表示変更登記を省略できる場合】

- | |
|--|
| ① 所有権以外の権利の抹消 [54-21(4), 61-15(3)] (注1)
② (所有権を目的とする) 買戻権の登記の抹消 (注1)
③ 仮登記の抹消 (所有権に関する仮登記を含む) (注1)
④ 所有権保存登記
⑤ 相続による移転登記 |
|--|

(注1) 前提として名変登記の申請を省略できる場合

要件	① 所有権以外の権利に関する登記の抹消を申請する場合において、※ ② 登記義務者(※)について名変事由が存在するときでも、※ ③ 変更(更正)証明情報を提供すれば、
効果	前提としての名変登記の申請を省略することができる

※ 登記研究 355-90・430-173・471-135・512-157

イメージ	論点	結論
甲区1 所有権保存 A 乙区1 抵当権設定 B → Aに名変事由あり → 乙区1番に消滅事由が発生	乙区1番抹消登記の際に、名変登記の省略をすることができるか	できない [21-27(ア), 令 6-18(ア)]

名変登記

名変事由を見つけた場合に、やるべきこと5つ

- | |
|---|
| ① 名変登記ができるのか
② 名変登記を省略できるのか
③ 名変登記の一括申請できないか
④ 変更登記 or 更正登記 ?
⑤ 債務者などに他の登記事項に変更が生じていないか |
|---|

ひな形編 (商業登記法)

第5節 株式の併合

■ 令2

【登記事項証明書の内容の抜粋】

公告をする方法	日本経済新聞に掲載してする
発行可能株式総数	9万5,000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万5,000株
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。

【令和2年5月20日付け臨時株主総会議事録記載の事実関係】

議案 株式の併合の件

議長は、株式を併合することについてその理由を説明した上で、以下のとおりの内容として旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認可決した。

- (1) 株式2株を1株に併合する。
- (2) 株式の併合の効力は、令和2年6月20日に生ずるものとする。
- (3) 効力発生日における発行可能株式総数は、4万株とする。

【補足事項】

申請会社は、株券発行会社であり、発行済株式の全てについて株券を発行している。

1. 事	株式の併合	
1. 登	令和2年6月20日変更	
	①	
1. 税	金3万円（登録税別表1.24.(1)ツ）	
1. 添	株主総会議事録	1通
	株主リスト	1通
	株券提供公告をしたことを証する書面	1通
	委任状	1通

< 解答 >

- ① 発行済株式の総数 1万2,500株
発行可能株式総数 4万株

※ 発行可能株式総数を変更している場合には、発行可能株式総数の変更の登記をしなければならない（平27.2.6民商第13号）。

<必要な手続き及びチェック事項>

株式併合決議	1 決議権限
	②
	2 決議内容
	③

↓

種類株主総会決議	<種類総会決議が要求されるかチェック> (会社 322 I ②) ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合
----------	---

↓

株券提供公告	① 公告媒体は適法か ② 1 か月以上の期間を設けているかを確認
--------	-------------------------------------

<必要な手続き及び添付書類>

	添付書類	添付が要求される場合
株式併合決議	株主総会議事録 及び株主リスト	――
種類株主総会決議	種類株主総会議事録 及び株主リスト	ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合
株券提供公告	株券提供公告をしたことを証する書面 (商登 61)	④
	併合する株式の全部について株券を発行していないことを証する書面 (商登 61)	⑤

② 株主総会 (特別決議)

③ 公開会社の場合, 発行済株式総数を発行可能株式総数の 4 分の 1 未満にできない

④ 株券発行会社で 現実に株券を発行している場合

⑤ 株券発行会社で 現実に株券を発行していない場合

第6節 単元株式数

■ 頻出 平 18・令 4

【単元株式数の「設定」「増加変更」による変更登記】

単元株式数の「設定」	単元株式数の「増加」
1. 事 単元株式数の設定 1. 登 令和○年○月○日設定 単元株式数 ○株 1. 税 金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1)ツ）	1. 事 単元株式数の変更 1. 登 令和○年○月○日変更 単元株式数 ○株 1. 税 金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1)ツ）

単元株式数の設定 (増加変更) 決議	1 決議権限
	① をしているか（会社 466） ※ 株式の分割と同時であり、かつ変更前後で ② 場合（会社 191） → ③
	2 決議内容
	① 単元株式数は ④ を超えることができない（会施規 34） ② 種類株式発行会社にあつては、単元株式数は種類ごとに定めなければならない（会社 188Ⅲ）

↓

種類株主総会決議	<種類総会決議が要求されるかチェック> ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合 （会社 322 I ①ロ）。
----------	--

<必要な手続き及び添付書類>

	添付書類	添付が要求される場合
単元株式数の設定 (増加変更) 決議	株主総会議事録 及び株主リスト	下記の例外を使わない場合
	取締役の過半数の一致があったことを証する書面 又は 取締役会議事録	会社 191 の例外に基づいて決議をした場合
種類株主総会決議	種類株主総会議事録 及び株主リスト	ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合

<解答>

- ① 株主総会で決議（特別決議）
- ② 各株主が有する議決権数が減少しない
- ③ 取締役の決定（取締役会設置会社にあつては取締役会決議）
- ④ 1000 及び発行済株式の総数の 200 分の 1

第1節 発行可能株式総数の変更

■ 超頻出 平18・平27・平31

- | | |
|------|---------------------------|
| 1. 事 | 発行可能株式総数の変更 |
| 1. 登 | 平成○年○月○日変更
発行可能株式総数 ○株 |
| 1. 税 | 金3万円（登録税別表1, 24, (1)ツ） |

<必要な手続き及びチェック事項>

発行可能株式総数の変更決議	1 決議権限
	株主総会（特別決議）で決議をしているか（会社466） ※ 株式の分割と同時であり、株式の分割の範囲内 （かつ、 ①を除く） → 取締役の決定（取締役会設置会社では取締役会決議）（会社184Ⅱ）
	2 決議内容

① 増加変更の場合（ ②の場合） 発行済株式の総数の4倍を超えることができない（会社113Ⅲ①）。
② 減少変更の場合 発行済株式の総数を下ることができない（会社113Ⅱ）。 ※ ③がある場合は、その分も発行可能株式総数から留保をしなければならない（会社113Ⅳ）。
③ 発行可能株式総数の廃止できない（会社113Ⅰ）

↓

種類株主総会決議	<種類総会決議が要求されるかチェック> 発行可能株式総数の「増加」をする場合（会社322Ⅰ①ハ・324Ⅱ④） ＋ ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合
----------	--

<必要な手続き及び添付書類>

	添付書類	添付が要求される場合
発行可能株式総数の変更決議	株主総会議事録 及び株主リスト	下記の例外を使わない場合
	⑤	会社184Ⅱの例外に基づいて決議をした場合
種類株主総会決議	種類株主総会議事録 及び株主リスト	「増加」変更で、かつ、 ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合

<解答>

- ① 現に2以上の種類の株式を発行している場合
 ② 公開会社
 ③ 行使可能な新株予約権
 ④ 取締役の過半数の一致があったことを証する書面又は 取締役会議事録

<無効事由問題集より抜粋>

株式併合

別紙 1

(登記事項証明書の概要)

商号	東京商事株式会社
本店	東京都千代田区大手町一丁目3番3号
会社成立の年月日	平成8年4月1日
公告をする方法	日本経済新聞に掲載してする
目的	1. 不動産の売買・仲介 2. コンビニエンス・ストアの経営 3. 前各号に付帯する一切の業務
単元株式数	500株
発行可能株式総数	50万株
発行済株式の総数	30万株
資本金の額	金3億円

役員に関する事項

取締役 安部一郎	平成20年6月16日就任
取締役 加藤次郎	平成20年6月16日就任
取締役 佐藤花子	平成20年6月16日就任
取締役 高橋 進	平成20年6月16日就任
東京都杉並区和泉三丁目2番1号	
代表取締役 佐藤花子	平成20年6月16日就任
監査役 乙野二郎	平成20年6月16日就任

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

別紙 2

(平成 21 年 6 月 18 日付け定時株主総会議事概要)

日 時	平成 21 年 6 月 18 日午後 1 時から午後 2 時まで
場 所	本店会議室
出 席 者	出席権限を有する株主全員
議 長	高橋 進

第 1 号議案 平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）計算書類承認の件（省略）

第 2 号議案 株式の併合の件

株主管理コスト削減のため、下記の条件で株式を併合することにつき、出席株主全員が賛成し、可決確定した。

1. 平成 21 年 7 月 25 日付けで 1 0 対 1 の割合で株式併合をする。
2. 併合後の発行可能株式総数は 4 0 万株とする。

別紙 3

(司法書士田中一郎の聴取記録)

1. 申請会社の定款記載事項（一部抜粋）

第 8 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

第 20 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

発行可能株式総数の変更 単元株式の設定

問 発行可能株式総数の変更 単元株式の設定が無効になる理由を答えよ

商 号	A 出版株式会社
本 店	東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号
単元株式数	普通株式 10 株 優先株式 10 株
発行可能株式総数	30,000 株
発行済株式の総数	発行済株式の総数
並びに種類及び数	<u>12,000 株</u> 各種の株式の数 普通株式 <u>10,000 株</u> 優先株式 <u>2,000 株</u> 発行済株式の総数 12,600 株 平成 21 年 5 月 31 日変更 各種の株式の数 普通株式 10,600 株 優先株式 2,000 株 平成 21 年 5 月 31 日変更
資本金の額	金 1 億 2,000 万円
発行可能種類株式普通株式	24,000 株
総数及び発行する優先株式	6,000 株
各種の株式の内容	優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年 6 分の利益配当を受ける。
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の普通株式及び優先株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

別紙 2

平成 21 年 5 月 1 日取締役会の議事概要

取締役及び監査役，全員出席

(中略)

第 1 号議案 株式の分割に関する件

議長から，株式 10 株を 12 株に分割する株式の分割について，次のとおり内容の説明が行われ，全員異議なく承認可決した。

- 1 平成 21 年 5 月 20 日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を，株式 10 株につき 12 株の割合をもって分割する。
- 2 株式分割の効力は，平成 21 年 6 月 10 日に生ずるものとする。
- 3 分割する株式は，普通株式及び優先株式とする。

第 2 号議案 発行可能株式総数の変更に関する件

議長から，第 1 号議案で承認可決された株式の分割の効力が生ずると同時に，発行可能株式総数を会社が発行する株式の分割の割合に応じて増加するものとする旨の説明が行われ，発行可能株式総数に関する定款の変更について，全員異議なく承認可決した。

第 3 号議案 単元株式数の変更に関する件

議長から，第 1 号議案で承認可決された株式の分割の効力が生ずると同時に，普通株式及び優先株式の単元株式数をいずれも 100 株とする旨の説明が行われ，単元株式数に関する定款の変更について，全員異議なく承認可決した。

(以下省略)

論点編 (商業登記法)**第2節 資金調達に関する登記****設問01. 令和6年 ★**

別紙1

【令和7年3月1日現在の東京商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 東京商事株式会社

本店 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成31年4月1日

目的 1 衣料品の販売及び輸出入

2 前号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 1万株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 2,000株

資本金の額 金4,000万円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

役員に関する事項 取締役 A 令和7年2月27日重任

取締役 B 令和7年2月27日重任

取締役 C 令和7年2月27日重任

東京都中野区中野一丁目2番3号

代表取締役 A 令和7年2月27日重任

監査役 D 令和7年2月27日重任

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

別紙 2

【令和 7 年 3 月 2 日開催の東京商事株式会社の取締役会における議事の概要】

議案 募集株式の発行の件

議長は、以下のとおり募集株式の発行をしたい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、出席取締役全員の賛成をもって、可決確定した。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 1,000株 |
| (2) 募集株式の発行方法 | 株主割当てとし、その有する普通株式 2 株につき普通株式 1 株の割合をもって割り当てる。 |
| (3) 募集株式の払込金額 | 1 株につき金 2 万円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 資本金等増加限度額の 2 分の 1 を乗じて得た額 |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 資本金等増加限度額に 2 分の 1 を乗じて得た額 |
| (6) 申込期日 | 令和 7 年 3 月 20 日 |
| (7) 払込期日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |

別紙 3

【司法書士田中一郎の聴取記録（令和 7 年 4 月 12 日）】

- 1 募集株式の発行に関する事実は、以下のとおりである。
 - (1) 別紙 2 の議案については、令和 7 年 3 月 2 日付けで株主全員に対して会社法上必要な通知を行っている。
 - (2) 申込期日までに、株式の割当てを受ける権利を与えられた株主の全員から適法に申込みがされており、申込取扱機関から株式申込取扱証明書 1 通が提出されている。
 - (3) 募集株式の発行に係る株式の払込金額全額の払込みについては、払込期日までに適法にされている。なお、当該払込みに関し、東京商事株式会社の代表者は、払込みがあったことを証する書面 1 通を作成している。
 - (4) 増加する資本金及び資本準備金の額は、会社法及び会社計算規則の規定に従って適法に計上されている。また、資本金等増加限度額から減ずるべき額は定められていない。
 - (5) 東京商事株式会社は自己株式を保有していない。
- 2 東京商事株式会社の令和 7 年 3 月 1 日時点における定款規定（抜粋）
（募集株式の発行）
第15条 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項並びに株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨及び募集株式の引受けの申込みの期日は、取締役会の決議により定めることができる。

1. 事	募集株式の発行	
1. 登	令和7年4月1日次のとおり変更 発行済株式の総数 3,000株 資本金の額 金5,000万円	
1. 税	金7万円	
1. 添	定款	1通 ※1
	取締役会議事録	1通
	株式申込取扱証明書	1通
	払込みがあったことを証する書面	1通
	資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って 計上されたことを証する書面	1通
	委任状	1通

※1 取締役会の決議によって募集事項等を定めることができるとする旨の定款規定があることを証するため、「定款」を添付する（商登規61条1項）。

本問攻略の重要ポイント

○ 募集株式の発行

非公開会社が株主割当てによる募集株式の発行をする場合、募集事項等の決定は、株主総会の特別決議で行うが（会社202条3項4号・309条2項5号）、定款に定めることによって、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては取締役会の決議）で行うことができるようになる（会社202条3項1号・2号）。

→ 別紙1より、申請会社は非公開会社であるが、定款に「株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項並びに株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨及び募集株式の引受けの申込みの期日は、取締役会の決議により定めることができる。」旨を定めているため、募集株式の募集事項等を取締役会の決議によって定めることができる。

設問02. 25実力7 ★

別紙1

【令和7年3月2日現在の近畿機器株式会社の登記記録の抜粋】

商号	近畿機器株式会社	
本店	神戸市西区中野三丁目2番1号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成25年10月1日	
発行可能株式総数	1,500株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 900株	
資本金の額	金600万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 A	令和5年12月20日重任
	取締役 B	令和5年12月20日重任
	大阪市中心区今橋一丁目1番1号 代表取締役 A	令和5年12月20日重任
	京都市伏見区京町二丁目2番2号 代表取締役 B	令和5年12月20日重任
	会計参与 Y (書類等備置場所) 兵庫県尼崎市大島一丁目1番1号	令和5年12月20日重任
会計参与設置会社 に関する事項	会計参与設置会社	

別紙 2

【令和 7 年 3 月 3 日開催の近畿機器株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 省略

第 2 号議案 募集事項の決定及び総数引受契約の承認の件

議長は、次のとおり第三者割当ての方法により募集株式を発行したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、出席株主全員が賛成し、可決確定した。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 募集株式の数 | 450株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき金1万円 |
| (3) 増加する資本金の額 | 資本金等増加限度額に3分の2を乗じて得た額とする。 |
| (4) 増加する資本準備金の額 | 資本金等増加限度額に3分の1を乗じて得た額とする。 |
| (5) 払込期日 | 令和7年3月20日 |
| (6) 割当方法 | 下記の者との間で総数引受契約を締結する。
兵庫県西宮市鳴尾浜三丁目3番3号
450株 C |

別紙 3

【司法書士法務明子の聴取記録（令和 7 年 4 月 27 日）】

- 1 募集株式の発行に関する事実関係は、次のとおりである。
 - (1) 募集株式の発行に際し、近畿機器株式会社は、自己株式を交付していない。
また、募集株式の払込金額は、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額には当たらない。
 - (2) 令和 7 年 3 月 3 日、近畿機器株式会社は、募集株式の引受けについて、Cとの間で適法に募集株式の総数引受契約を締結し、総数引受契約書 1 通を作成している。
 - (3) 払込期日にCが適法に払込金額全額の払込みをしており、近畿機器株式会社の代表者は、当該払込みがあったことを証する書面 1 通を作成している。
 - (4) 当該募集株式の発行決議において定められた増加する資本金及び資本準備金の額は、会社法及び会社計算規則の規定に従って適法に計上されている。また、「募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額」は定められていない。

1. 事	募集株式の発行	
1. 登	令和7年3月20日次のとおり変更	
	発行済株式の総数 1,350株	
	資本金の額 金900万円 (注1)	
1. 税	金3万円 (登録税別表1.24.(1)ニ)	
1. 添	株主総会議事録	1通 (注2)
	株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面	1通
	総数引受契約書	1通
	払込みがあったことを証する書面	1通
	資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って	
	計上されたことを証する書面	1通
	委任状	1通

(注1) 当該募集株式の発行における払込みを受けた財産の価額の合計額は「金1万円×450株＝金450万円」であるところ、申請会社は自己株式を交付していないため、当該金額の全額が資本金等増加限度額となる。

増加する資本金の額は資本金等増加限度額に3分の2を乗じて得た額と定められていることから、当該金額に3分の2を乗じた金300万円を資本金に計上することとなる。

申請会社の従前の資本金の額は金600万円であるため、募集株式の発行後の資本金の額は「金900万円」となる。

(注2) 令和7年3月3日に、申請会社とCとの間で適法に総数引受契約が締結されているが、別紙1のとおり、申請会社の株式は譲渡制限株式であるため、当該総数引受契約につき承認を受けなければならない。

この点、申請会社は取締役会設置会社ではないため、株主総会の決議により総数引受契約の承認を受けなければならないが、募集事項の決定決議の際に総数引受契約の承認を受けていると判断することができる。

【第三者割当ての場合における募集事項・割当ての決定機関と割当ての決定の立証】

			割当ての決定	
			決定機関	添付書面
株主割 当て以 外	譲渡制限株 式の発行	取締役会設置会社	取締役会	取締役会議事録 〔平 29-30-ア〕 〔令 3-30-イ〕
		取締役会を 置かない株式会社	株主総会	株主総会議事録 株主リスト 〔令 2-30-ア〕
		上記以外		代表者（の決定）
株主割当て			不要 〔平 19-31-イ〕	―――

第1号議案 募集株式発行の件 (1) 募集株式の数 普通株式 10,000 株 (一部省略) (5) 株主割当て以外で行うものとして、下記の者が適法に申し込みをすることを条件とし、下記の者に割り当てる。 5,000 株 新宿商事株式会社	募集事項の決定と割当ての決定の決議機関が同一	○ (「ハンドブック」 P 288)
	上記以外	× [令 3-30-エ]

[令 3-30-エ] 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与えないです募集株式の発行の場合において、株主総会の特別決議により募集事項の決定と申込みがされることを条件とする申込者に対する募集株式の割当てに関する事項の決定を同時に行ったときは、当該株主総会の議事録を添付して募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。	×
---	---

解き方編・本試験戦略編（不動産登記法）

<平成30年>

不動産登記法

第1欄(1)	相続人の判断	甲山一郎を相続人に行っているか	47
		相続分を間違えていないか	39
	申請人	相続人による登記に行っているか	23
	添付情報	ウ（甲山昭子の法定相続を特定できる戸籍謄本等）を書いている	28
		エ（後見登記事項証明書）を書いている	41
第1欄(2)	甲山昭子の相続登記を申請しているか		45
	相続分が正しいか		33
第2欄(1)	登記の目的がかけているか		45
	添付情報	ヒ（民事大介のもの）をかけているか	18
		上記以外の添付書類をすべてかけている	28
第2欄(2)	・平成30年4月25日、株式会社カガワソーラー及び甲山治子の成年後見人 乙川平太、甲山一郎、乙川和子は上記不動産につき売買契約を締結した。		10
	・上記売買契約につき、成年後見監督人民事大介の承諾は得られている。		7
	・上記売買契約には、売買代金の支払いをもって所有権が移転する旨の特約がある。		43
	・平成30年5月10日、株式会社カガワソーラーは、甲山治子の成年後見人乙川平太、甲山一郎、乙川和子に売買代金全額を支払った。		44
第3欄(1)	目的を「地上権設定」とかけているか		46
	申請事項	目的 太陽光発電施設所有	45
		範囲 東京湾平均海面の上25・50メートルから上3・50メートルの間	42
		存続期間 252か月	21
		地代 1平方メートル当たり年120円	43
		支払期 毎年12月末日までに翌年分を支払う	26
	添付情報	ヒ（株式会社A電力開発のもの）を書けているか	23
		上記以外の添付書類をすべてかけている	33
	登録免許税をかけている		44
第3欄(2)	目的を「2番地上権根抵当権設定」と書けている		40
	申請事項	債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権	25
		根抵当権者 株式会社B銀行（取扱店 香川支店）	35
	添付情報をすべてかけている		36
	登録免許税が書けている		45

<最後に>

令和9年にどんな問題が出るのかを完全に予想したり、
誰もが見たことがない画期的な解法を伝授したり、
どんな問題にも対応できる“万能な力”を身につけたい—
おそらく多くの方が、記述式講座に対してこうした期待を抱いているのではないのでしょうか。

ですが、正直に申し上げると、私にはそれを「完全に」お約束することはできません（もちろん、できる限り努力はします）。

なぜなら、記述式試験というのは、出題者のさじ加減ひとつで難易度が大きく変わってしまう性質を持っているからです。

だからこそ、特定の出題傾向に偏った“尖った学習”は、かえってリスクになることもあります。

では、私にできることは何か？

それは一皆さんに「自信」をつけてもらうことです。

この講座でしっかりと訓練を積む

→ 答練や模試で実力を試す

→ 解けるようになる

→ 「やればできる」「自分は記述が書ける」という実感を得る

このプロセスを通じて、確かな自信を育てていきます。

本番の試験では、最終的には「自分を信じて立ち向かう力」がものを言います。

「いつもできないから不安…」という気持ちで臨むよりも、

「いつもできている。だから今回もきっとできる」という気持ちで挑んだ方が、良い結果につながるのとは明らかです。

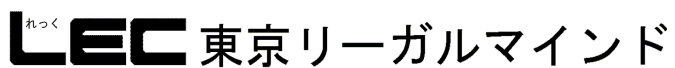
この講座の最大の目的は、

「まったくできない」「思いっきりやらかすという不安

→ 「解けるようになった!」「しくじっても、立て直せる」

—その自信をはぐくむことにあります。

このコンセプトに共感していただけた方は、ぜひ受講をご検討ください。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26249